

## 第174回通常国会環境省関連法案について

平成22年4月  
環境省

## 1．大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

事業者及び地方公共団体における効果的な公害防止対策の推進を図るため、測定結果の未記録等に対する罰則の創設、ばい煙の排出の抑制等のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務規定の創設等の所要の措置を講ずる。

&lt; 3月2日閣議決定 &gt;

## 2．廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずる。

&lt; 3月5日閣議決定 &gt;

## 3．地球温暖化対策基本法案

地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める等の所要の措置を講ずる。

&lt; 3月12日閣議決定 &gt;

## 4．環境影響評価法の一部を改正する法律案

環境影響評価法施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討手続の新設、環境保全措置等の実施状況に係る公表その他の手続の新設等の所要の措置を講ずる。

&lt; 3月19日閣議決定 &gt;

## 5．地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律案（仮称）

地域における多様な主体が有機的に連携して行う地域の特性に応じた生物多様性保全のための活動を促進するため、市町村が作成する地域連携活動計画の認定制度について定め、当該計画に基づく活動の実施について、自然公園法等の特例措置等を講ずる。

5については検討中。

# 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

## 改正の背景

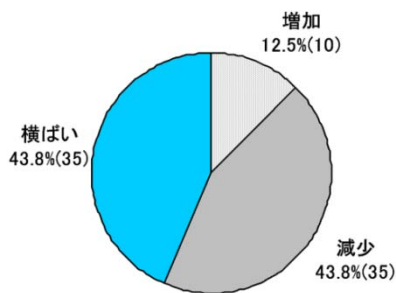
一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。

近年の主な不適正事案の概要

		事案の概要
H17.2	A社(鉄鋼業)	排水基準に適合しない水を流出。 <u>5年間以上</u> 、排出基準値・公害防止協定値を超過した測定データを、 <u>協定値内に改ざん</u> して自治体に報告。
H18.3	B社(石油精製業)	公害防止協定に基づくばいじん等に係る報告について、 <u>3年間にわたり虚偽の報告</u> 。現場担当者が排出基準値を超える測定データを改ざん。
H19.2	C社(電気業)	ばいじん濃度の測定結果を排出基準値内に改ざんし報告。
H19.7	D社(製紙業)	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )、窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により基準値以下に改ざん。
H21.3	E社(製紙業)	水質データを排水基準値以下に改ざんして報告。自治体による立入検査時に排水を河川水で希釈し、分析値が低くなるよう偽装。

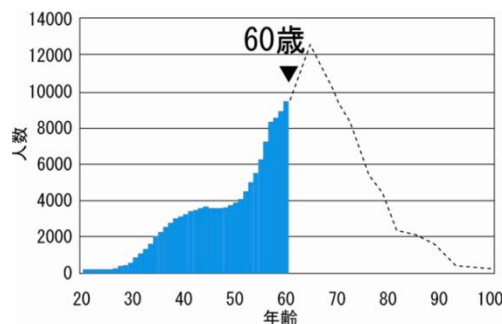
地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。

公害防止法令を所管する自治体職員数の動向(大気)



出典:「効果的な公害防止取組促進方策に関するアンケート」(環境省)

2009年における公害防止管理者等の実働有資格者数(推定値)



出典: 社団法人産業環境管理協会資料

公害防止管理者等資格取得者人数  
 昭和47年度 約74,000人  
 平成20年度 約8,800人  
 累計(平成20年度) 約568,000人

近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。



出典: 国土交通省「全国一級河川の水質現況」

### 1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。  
【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】  
現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

### 2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】  
現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

### 3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
  - ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
  - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施



### 4 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類\*<sup>1</sup>及び事業者の範囲\*<sup>2</sup>）を拡大。【水質汚濁防止法改正】
  - \* 1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。
  - \* 2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

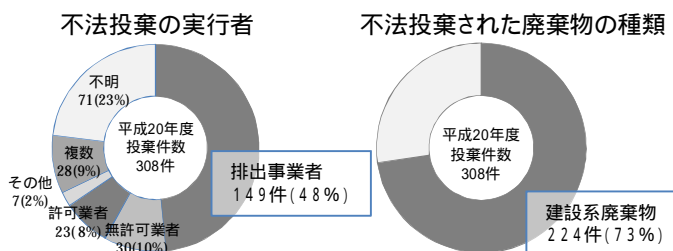
【施行期日】 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。  
ただし、3については、公布の日から3月を経過した日から施行。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 法改正の必要性

### 廃棄物の適正な処理を巡る課題

不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

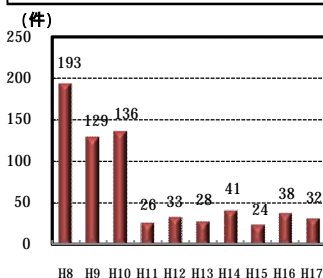


投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48%

投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87%



排出事業者による不法投棄

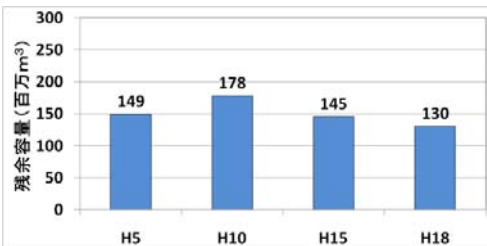


産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

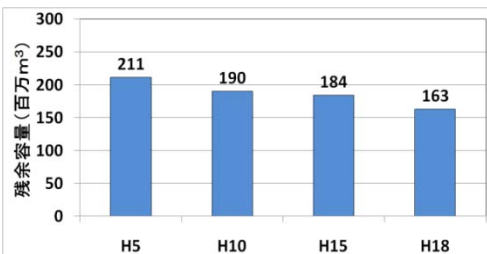
廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

最終処分場の残余容量

一般廃棄物  
残余年数(H18)  
→ 15.6年分  
(首都圏は17.0年分)



産業廃棄物  
残余年数(H18)  
→ 7.5年分  
(首都圏は4.4年分)

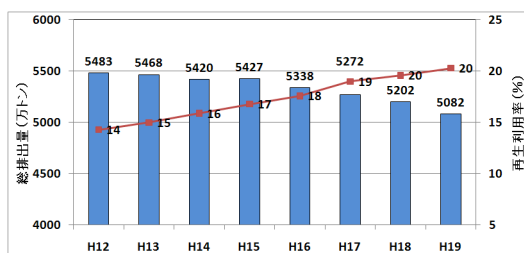


優良な廃棄物処理業者の育成

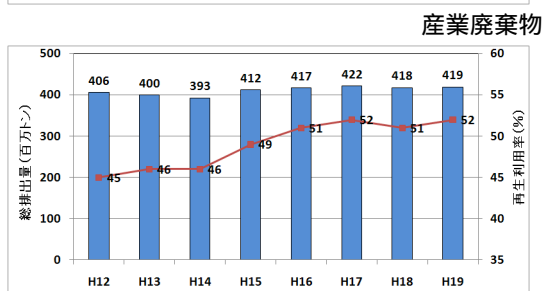
### 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

総排出量・再生利用率



一般廃棄物



### 廃棄物の循環的利用の確保が必要

#### 国外廃棄物の輸入事例

海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃蛍光管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。  
自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。

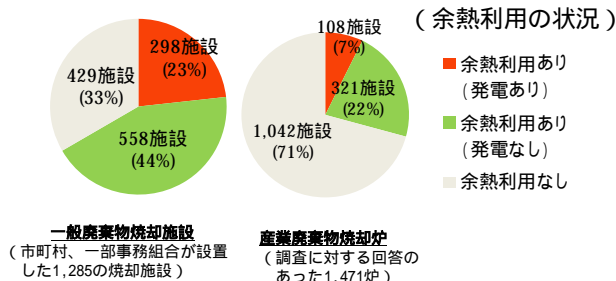


国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)

→被覆銅線の野焼き(銅線回収)

### 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

熱回収の状況(平成19年度)



# 法案の概要

## 1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。

建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。

建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。

不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。

従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。  
現行法では、1億円以下の罰金。

## 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。

設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

## 3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。

現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。

廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

## 4. 排出抑制の徹底

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。

現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

## 5. 適正な循環的利用の確保

廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。

現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

## 6. 焼却時の熱利用の促進

廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

# 地球温暖化対策基本法案の概要

## 法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

## 法案の概要

### 目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

### 基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - 国際的協調の下の積極的な推進
  - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

### 中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

### 基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

### 基本的施策

(地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策)

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

(日々の暮らし)

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

(国際協調等)

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

(地域づくり)

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

(ものづくり)

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出
- 原子力に係る施策
- 地球温暖化への適応

等

# 環境影響評価法を巡る課題と対応方向の概要

## 法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。

## 環境影響評価を巡る状況変化・課題

### 対象事業

- ・補助金が交付金化されることにより、これまで対象だった事業が対象外となる可能性
- ・風力発電事業の大幅な増加、騒音等への苦情・鳥類への被害(自主アセスでは住民参加が不十分との指摘)

### 戦略的環境アセスメント

- ・事業実施段階では枠組が全て決定されていて、柔軟な環境保全の視点が困難な場合がある  
(例えば、より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるとの指摘)

### 方法書・準備書段階

- ・方法書の分量が多く、専門的  
(例えば、コミュニケーション不足との指摘)
- ・方法書段階で環境大臣の意見提出の仕組みがない
- ・行政手続電子化の進展
- ・地方分権の進展、都道府県も市も条例を有する場合に審査スケジュールが困難

### 評価書段階

- ・事業の許認可権者が自治体の場合、環境大臣の意見提出の仕組みがない(例えば、公有水面埋立事業で、アセスが不十分との指摘)
- ・環境大臣意見形成過程の透明性確保

### 事後調査

- ・報告・公表の仕組みがなく、事後調査等の状況を住民や行政が確認できない  
(例えば、移植の失敗等が確認できず、生物多様性保全が確保できないとの指摘)

## 改正事項

交付金事業を対象事業に追加  
(政令改正:風力発電所を追加)

計画段階配慮事項(戦略的環境アセスメント)の手續の新設  
事業の検討段階において環境影響評価を実施

方法書段階における説明会の開催を義務化  
評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定

電子縦覧の義務化  
政令で定める市から事業者への直接の意見提出

許認可権者である地方自治体の長が意見を述べる際に、環境大臣に助言を求めるよう努力  
(下位法令で環境大臣意見に係る学識経験者の活用について措置)

環境保全措置等の結果の報告・公表(評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等)

# 環境影響評価法 改正後のフロー (赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正: 風力発電所を追加)

事業実施段階前の手続

住民知事等意見

計画段階配慮事項の検討 (SEA)  
【配慮書】 SEAの結果

環境大臣の意見

主務大臣の意見

第2種事業については  
事業者が任意に実施  
災害等に準じる特例規定

対象事業に係る計画策定

配慮書の内容等を考慮

スクリーニング手続

許認可等権者が判定

知事意見

事業実施段階の手続

住民知事等意見

【方法書】 評価項目・手法の選定

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化

評価項目、調査・予測及び評価手法の選定  
調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討

主務大臣の意見

環境大臣の意見

【準備書】 環境アセスメント結果の公表

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

(学識経験者の活用)  
環境大臣の意見等

意見を述べる場合、  
環境大臣に助言を  
求めるよう努力

【評価書】 環境アセスメント結果の修正・確定

許認可等権者の意見

地方公共団体

許認可等・事業の実施

環境大臣の意見

【報告書】 環境保全措置等の結果の報告・公表

許認可等権者の意見

配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行  
上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行



# 地域における多様な主体の連携による 生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律案(仮称) の検討状況について

## 現状の課題等

### 生物多様性について深刻な危機に直面

希少な野生動植物の減少

- ・ 人間活動や開発による種の減少

二次的自然の手入れ不足

- ・ 竹林の増加による雑木林の侵食
- ・ 鳥獣(ニホンジカ等)による生態系被害

外来種の侵入による生態系の攪乱

- ・ 本来その地域に生息・生育しない種や園芸種等の侵入による在来種の駆逐



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食



本来その地域に生育しない樹木の侵入による生態系の攪乱

### 地域の特性に応じた保全活動が必要

地域の特性を踏まえた活動の必要性

- ・ 我が国の自然的・社会的状況は地域によって多種多様
- ・ 保全活動も地域の特性に対応することが必要

多様な主体の連携による活動の重要性

- ・ 地域における生物多様性の保全に中心的な役割を担う地方公共団体や民間団体、住民等の多様な主体の連携が重要

- ・ しかし、活動を希望する団体と、活動を求める土地所有者との間でミスマッチが見られる等、必ずしも効果的な連携が図られていない



野生動物の餌場となる水辺の整備



竹林の防除

### 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

生物多様性基本法(平成20年)の制定

- ・ 多様な主体の連携による保全活動の重要性(基本法第21条)
- ・ 基本法に基づく生物多様性国家戦略2010(3月閣議決定予定)の策定

生物多様性条約COP10の開催(愛知県名古屋市)

- ・ 我が国は議長国としてリーダーシップを発揮する必要
- ・ 「多様な主体の参加の促進」についても議論

これらの課題等に対処するため、**地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動を促進する制度の構築が必要。**



以上を踏まえ、例えば以下の項目について制度化を検討することが必要ではないか。

## 制度の考え方

### 1. 基本方針の策定

主務大臣(環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)は、2(1)の計画認定に関する基準や、地域における生物多様性の保全活動の促進に当たって配慮すべき事項などの基本的な考え方の策定。

### 2. 地域における連携した生物多様性保全活動の促進制度の構築

#### (1) 市町村による計画の作成

地域における生物多様性の保全の中心的な役割を担う市町村による地域の多様な主体の連携による保全活動をまとめた計画の作成と、主務大臣による認定。

#### (2) 民間団体等の発意による活動の促進

民間団体等の多様な主体がその発意によって主体的に計画案を作成し、市町村に提案するという仕組みの構築。

#### (3) 多様な主体の参画

計画作成の過程において、民間団体や住民、関係行政機関等の地域における多様な主体が意見を述べるなど、計画作成に参画する機会(協議会等)の創設。

#### (4) 関係法令の規制の特例措置

計画に基づく活動の一層の促進を図るため、当該活動について、自然公園法等の関係法令の行為規制に係る手続を簡略化する等の特例措置を創設。

#### (5) その他の援助

(4)の規制の特例措置に加え、計画に基づく活動を促進するための援助。

### 3. 関係者のニーズをマッチングする仕組みの構築

民間団体、土地所有者、企業、地方公共団体等の関係者に必要な情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングする等の支援業務を行う仕組みの構築。

### 4. その他

・国は、生物多様性の保全上重要な土地を取得・保全する活動が促進されるよう、必要な援助を行うように努めることとし、国立公園等の特に優れた自然環境を有する土地を民間団体が国に寄附する場合には、当該民間団体の意向が土地の管理に十分反映されるよう配慮する。

・所有者が判明しない土地における生物多様性保全の措置の在り方について、今後早急に検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる旨を規定。